

足立納貯連合会 No148

会長あいさつ、足立税務署長・足立都税事務所長着任のごあいさつ
第 63 回定時総会報告・組合長会議開催
国税・都税・区税のお知らせ
会員リレー投稿 副会長・原島正光



千住大橋橋詰テラス（千住橋戸町 31 番地）

松尾芭蕉は 1689（元禄 2）年 3 月に弟子の曾良を伴って深川（江東区）から船で遡上して千住（足立区）に降り立ち、陸奥へと旅立ちました。俳文紀行「奥の細道」には、「千じゆと云所にて船をあがれば前途三千里のおもひ胸にふさがりて幻のちまたに別離の泪をそくく」旅立ちの地であることを記し、「行春や鳥啼魚の目は泪」の句で千住の情景が記されています。2019 年度は、この旅立ちから 330 年目の節目にあたります。（写真提供 足立区）

定時総会を終了して 会長 八木澤 秀夫



第63回定時総会では、提出された議案すべて承認可決されました。会員の皆様の深いご理解とご協力に感謝申し上げます。

昨年度は、重点事業である期限内納税の推進と口座振替制度の利用拡大と普及については、確定申告期間中の振替コーナーにおいて、積極的な

活動を展開し、多数の納税者から口座振替申込書の提出頂き、成果を挙げることが出来ました。大過なく執行出来ましたことに御礼申し上げます。

納連を取巻く環境は依然として厳しく、組織面や財政面で多くの課題を抱え、引き続き極めて厳しい局面が続いている。このような厳しい状況にあっても、足立納連の組合員一人ひとりが納連の本来の役割を再認識し、納連の永い歴史と伝統を守り、地道な納貯活動を継続していく必要があると思われま

す。令和元年度の活動につきましては、先の定時総会で承認されました、重点目標の実現に向けて積極的に活動する所存でございます。

中学生の「税についての作文」募集活動については、管内19校全ての中学校の協力を賜り多数の応募があり、深く感謝申し上げます。尚5月15日に開催した足立租税教育推進協議会の総会に於いて報告致しました。

また、5月10日に行った「都税PRキャンペーン」は足立都税事務所と足立税務署並びに足立区役所連携し北千住駅頭において実施し効率的・効果的なPR活動が行いました。

さらに税知識の普及と納税思想の高揚に務め並びに納連のPRのため例年実施しております「あだち区民まつり」に参加し、多数の参加者のもと広報活動を行う予定であります。次に広報事業である「納連だより」については、第148号・第149号の発刊を予定しています。

令和元年10月1日より施行されます消費税率10%については、軽減税率8%導入することによる混乱を避ける為にも、税務協力六団体と広報活動や研修会及び消費税完納推進宣言式を共に開催し、制度の周知を図りたいと思っております。更に今年度も、振替納税の一層の拡充と国税電子申告・納税(e-Tax)の普及並びに消費税滞納の未然防止活動を推進し、制度納税貯蓄組合員の意識の向上と租税の自主納付の体制の確立、更に広く区民各層に働きかけ、税についての良き理解者、協力者の拡大に努め、納税思想の高揚に一層努力してまいります。

着任のご挨拶

足立税務署長 高倉 俊一



秋涼の候、足立納税貯蓄組合連合会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

八木澤会長をはじめ、役員並びに組合員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の定期人事異動により、福岡国税局八女税務署長より配置換えとなり、足立税務署長を拝命いたしました高倉俊一でございます。

足立納税貯蓄組合連合会の皆様方には、税務行政の根幹の一つであります期限内納税の推進に積極的に取り組んでおられ、特に金融機関と連携を図り、他の税務署の模範となる消費税積立預金等の商品化等により、滞納未然防止に多大な貢献をいただいております。

また、あだち区民まつり等での広報活動や確定申告期の「振替コーナー」等におきましてもご尽力をいただいております。

更に、中学生の「税についての作文」募集事業につきましては、次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした、非常に重要な事業であり、皆様方の租税教育に対する熱心な取組により、昨年度も足立税務署管内全19の中学校から多数の応募があり、内容もすばらしいものであります。

税務署といたしましても、引き続き、皆様方と力を合わせて取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、足立納税貯蓄組合連合会の皆様方とは、これまで同様、さまざまな場面で連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますが、特に、当面の課題であります2つの取組について申し上げたいと思っております。

1つ目といたしましては、令和元年10月1日に税率が引き上げられることとされている消費税の関係についてでございます。

今般の消費税法等の改正では、税率引き上げと同時に、低所得者への配慮の観点から、消費税の軽減税率制度が実施されることとされており、本制度の実施により、日々の商品管理や納税事務の面で、多数の事業者の方が影響を受けることとなります。

税務署におきましては、事業者の方が、消費税の仕組みや制度の内容を十分にご理解いただけるよう、引き続き周知・広報等種々の施策を行ってまいります。

どうかより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2つ目といたしましては、引き続きとはなりますが、国税電子申告・納税システム(e-Tax)の一層の普及及び添付書類も含めた電子化に向けた取組についてでございます。

平成30年度税制改正において、大法人の電子申告義務化が施行されるなど、更に電子化に向けて税務行政の環境が変化していくことが見込まれているところであります。

皆様方におかれましても、添付書類を含めたe-Taxの更なる利用率の向上に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、役員並びに組合員の皆様方の一層のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

東京都足立都税事務所長 中山 幸信



秋晴の候、足立納税貯蓄組合連合会の会員の皆さまにおかれましては、益々健勝のこととお喜び申し上げます。

八木澤会長をはじめ、役員並びに会員の皆さまには、日頃より東京都の税務行政に深いご理解と多大なるお力添えを賜っており、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本年4月の人事異動により、東京都足立都税事務所長に就任いたしました中山でございます。

足立納税貯蓄組合連合会の皆さまには、納税貯蓄組合活動を通じて、口座振替制度等による納期内納税の推進、広報、イベント、研修等の開催による納税道義の高揚、更には「税についての作文」を通じた次代を担う青少年に対する租税教育活動の推進など、税務行政の進展に積極的にご協力を頂いており、深く感謝申し上げます。

さて、地方税政に目を転じますと、平成31年度税制改正において、都市と地方の税収格差の拡大等を理由に地方法人課税における新たな「偏在是正措置」が講じられることとされました。また、ふるさと納税についても所要の見直しはされたものの、これらによる都心部からの税源の流出は今後とも続く見通しとなっており、都財政における影響が懸念される所です。

東京都と致しましては、今回のラグビーワールドカップや来年の東京2020大会を推進力とし、東京が成熟都市として新たな進化を遂げ、成長を生み続けられるよう、社会構造の変化に適応し得る財政運営を行って参ります。

一方、東京都の税務行政に目を向けますと、この4月よりパソコンやスマートフォン等からインターネットを利用して、固定資産税を始めとする口座振替の新規のお申し込みが年度途中からでも可能になりました。

こうした私どもを取巻く環境は、ICT化の進展に伴って、加速度的に日々刻々と変化しております。それに合わせ、納税者の皆様の利便性向上を図るべく、東京都としても様々な取り組みを実施、継続していく所存であります。

今後、東京都足立都税事務所も、納税者サービスの一層の向上に努め、都民の皆様のご理解とご協力を頂きながら、都税収入の確保に向け努力して参ります。

そして、こうした取組の推進には、皆さまのお力添えが不可欠であります。今後とも引き続き、税務行政の良き理解者として、一層のご理解とご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

結びにあたり、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご繁栄を心から祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

第63回定時総会 開催される

去る、5月23日(木)、江戸一万来館において、第63回定時総会が来賓及び多数の組合員出席のもと盛大に執り行われました。司会：原島総務部長。

田谷野副会長の開会の言葉の後、八木澤会長挨拶がありました。総会の審議は予定された全ての議案が満場一致で可決承認されました。

議決された主な議案は次の通りです。

- 1、平成30年度 事業報告
- 2、平成30年度 収支決算報告及び会計監査報告
- 3、役員改選の件
- 4、令和1年度 事業計画
- 5、令和1年度 収支予算

平成30年度事業経過報告

◎総括

足立納税貯蓄組合は、昭和26年に納税貯蓄組合法が施行されてから、昭和31年の創立以来、納税貯蓄組合の基本目標である期限内完納の確立を目指してその活動を継続してきた。

足立納税貯蓄組合連合会では、主要事業である作文募集や、広報活動事業の一環である「あだち区民まつり」での振替勸奨や電子申告の利用促進などの事業も計画通りに実施することができました。

尚、12月12日に実施した「中学生の一日税務署長」については、2名の生徒さんが出席し署長任命式を行い、後に署内の各部署を見学して、各部門の統括官より仕事の概要について説明を受け、後に懇談会を開催し意見の交換を行いました。

青年部、女性部の活動に関しては、両組織の充実と併せて連合会の事業活動への積極的参加があり、当連合会の実働部隊としてその使命を十分に果たしてまいりました。(一部割愛)

令和1年度事業計画

◎基本理念

足立納税貯蓄組合連合会は基本目標である納期内完納の確立を目指して、納税道義の高揚を基調に納税資金の備蓄と口座振替制度の利用拡大を主な活動基本とする。

活動の重点

本年度の活動の重点を次のとおり設定し、納税貯蓄組合員の意識



厳粛な総会風景

第63回定時総会開催される(続き)

の向上と租税の自主納付体制の確立を図り、広く税についての良き理解者、協力者の拡大に一層努めることとする。

なお、税務行政が納税者サービスの一環として進める電子申告・電子納税の利用促進については、当連合会としても引き続き、事業活動の重点施策の一つとしてあらゆる機会をとらえて普及活動を行うこととし、次代を担う青少年に対する租税教育については、その重要性をこれまで以上に認識し、中学生の「税についての作文」募集活動等を通じて若い世代に対する租税意識の向上を図ることを活動の大きな柱として積極的に取り組んでいくこととする。

また、令和1年10月1日に施行される改正消費税法にかかる消費税率8%から10%への引上及び同時に実施される軽減税率制度は、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分



会長の挨拶と佐々木署長

經理など多くの事業者に係りがあるため、PR活動を行い、広く浸透させる必要がある。そして、自主納付体制の確立、納期内納税の推進、マイナンバーの利用の普及啓発、そして作文事業などの租税教育活動の充実、その果たすべき役割は増大の一途を辿っている。

令和1年度は、実体の伴った組合員名簿を備えた明確な納税貯蓄組合として、納貯活動の原点に立ち返り、組織の再構築及び財政基盤の確立を図るとともに、納貯組合の存在意義や果たすべき役割とその重要性を踏まえて上で、新生納貯確立に向けた改革に取り組んでいく。

活動の重点事項

- (1)振替納税制度の普及拡大と各税の期限内完納の推進
- (2)消費税納税用金融商品の推奨
- (3)正しい税知識の普及と納税思想の高揚
- (4)租税教育活動の推進
- (5)組織の活性化と財源基盤の確立
- (6)青年部・女性部の増強と拡充
- (7)e-Tax、eLTAX及び電子

納税貯蓄組合連合会

納税制度の普及推進

(8)関係機関及び友誼団体との連携協調



近藤区長の来賓ご挨拶

平成30年度事業経過(1)

年月日	事業名	事業内容	実施場所
30. 4. 4	納連会計監査	平成29年度会計監査	八木澤会計事務所
30. 4. 16	足立税務協力六団体協議会	確定申告経過報告	足立税務署
30. 5. 14	都税キャンペーン	北千住駅頭 振替推進キャンペーン	北千住駅前
30. 5. 11	東総連会長会	平成30年度事業計画・予算	上野精養軒
30. 5. 23	第62回定時総会	1 平成29年度事業経過報告 2 平成29年度収支決算報告及び監査報告 3 平成30年度 事業計画 4 平成30年度 収支予算	江戸一万里館
30. 5. 22	租税教育推進協議会	総会	足立区役所
30. 6. 1	教育委員長	中学生の「税についての作文」依頼	足立区役所
30. 6. 26	税務協力6団体会長会議	会計報告	足立税務署

次ページへ続く

平成30年度事業経過(2)

年月日	事業名	事業内容	実施場所
30. 6. 21	中学生の作文募集	税についての作文依頼訪問19校	
30. 6. 25	東総連総会	平成29年度事業経過報告 平成29年度収支決算報告及び監査報告 平成30年度 事業計画 平成30年度 収支予算	
30. 7. 18	署長表敬訪問	新任署長挨拶	足立税務署
30. 7. 18	正副会長会・税理士会	平成30年度 事業活動検討	足立税務署
30. 8. 23	組合長・常任理事会	平成30年度 事業活動検討	足立税務署
30. 8. 10	東総連会長会	地区役員連絡協議会当番署連事前打合せ	上野精養軒
30. 8. 10	青年部役員会	今後の予定について	北千住明日香
30. 9. 14	作文審査会	中学生作文審査会	足立税務署
30.10. 2	東総連作文審査会	東総連中学生作文審査会	上野精養軒
30.10. 8～ 30.10. 9	あだち区民まつり 城東地区協議会	広報活動及び租税教育 各署連の活動報告	荒川河川敷虹の広場 テクノプラザ葛飾
30.11.12	税務研修会・座談会	税務署長講演・署長を囲む座談会	足立税務署
30.11.15	足立税務署納税表彰式	平成30年度納税表彰	足立勤労福祉会館
30.11.22	中学生の作文表彰式	中学生の税についての作文表彰	足立区総合庁舎ホール
30.12.12	一日税務署長式典	中学生の作文, 足立税務署長賞受賞者の体験	足立税務署
31. 1. 7	正副会長会	東京都主税局長挨拶訪問	足立税務署
31. 1. 9	新年挨拶会	足立税務署表敬訪問	足立税務署
31. 1. 18	足立税務協力六団体協議会	確定申告打合せ	足立税務署
31. 1. 15	東総連新年会	新年賀詞交歓会	上野精養軒
31. 2. 7	収納金融機関打合せ会	振替納税等についての三税説明会	足立勤労福祉会館
31. 2.	区長との懇談会		足立区役所
31. 2. 14	東総連地区協議会	補助事業に対する会計処理の説明	上野精養軒
31. 2. 14～ 31. 3. 15	確定申告期「振替コーナー」従事	振替納税の勧奨・納連事業のPR	足立税務署
31. 3. 14	東総連会長会	平成31年度事業計画・ 予算	上野精養軒

第一回常任理事会及び組合長会議開催される

8月20日(火)、足立税務署2階大会議室において、今年度第1回常任理事会並びに組合長会議が行われ、第63回定時総会の報告及び今年度の行事予定につき、次のように決定いたしました。

八木澤会長挨拶の挨拶に続き、高倉足立税務署長より着任のご挨拶がありました。

議事

1、一般議事事業経過報告などは議事録参照

2、今後の主な行事

①、中学生の「税についての作文」審議及び表彰について・審査会を9月9日(月)、優秀作品表彰式 11月22日(金)足立区役所2階庁舎ホール

②、あだち区民まつり 10月12日(土)～13日(日)、荒川河川敷・虹の広場にて。10月9日(水)配布資料などの袋詰め事前準備会。

③、東総連・東京税務協会による納税キャンペーン 11月8日(金)、北千住駅西口ペデストリアンデッキ

④、「税を考える週間」行事

(1)署長を囲む座談会 11月11日(月)足立税務署

(2)合同税務研修会 11月11日(月)足立税務署

(3)足立税務署納税表彰式 11月14日(木)足立勤労福祉会館(綾瀬プルミエ)。

⑤、税務功労者都税事務所長感謝状贈呈式 11月20日(水)

⑥、東総連城東地区協議会、10月8日(火)江



高倉署長のご挨拶



組合員・役員の方皆さん

戸川グリーンパレス

⑦、11月下旬以降、一日税務署長体験(中学生税についての作文優秀受賞者による)

3、各税務機関からの連絡事項がありました。

都税キャンペーン

令和1年5月10日(金)北千住駅前において、足立納税貯蓄組合連合会と東京都足立都税事務所の共催で納期内納税キャンペーンを実施しました。都税事務所からも大勢の職員の方が参加して、同事務所からのキャンペーングッズとチラシなどを配布し街行く人々にPRしました。毎年のことながら、都税キャンペーンのグッズは評判が良くあっという間にさばっていました。

北千住駅頭にて都税キャンペーン



『納貯振替コーナー』ますます成果挙げる！
 平成30年度確定申告期における
 「納貯振替コーナー」編成表(敬称略)

足立納税貯蓄組合連合会行事予定表
(9月以降)

月日	曜日	担当者	会場
2月14日	木	田谷野貴世子 木島昭子	区役所庁舎
2月15日	金	篠木公代 斉藤珠恵	区役所庁舎
2月18日	月	渡辺好之 浅井 弘	区役所庁舎
2月19日	火	荒井正行 内藤康裕	区役所庁舎
2月20日	水	三田文子 山本恵美子	区役所庁舎
3月1日	金	小早川徹也	税務署
3月4日	月	櫻 富夫	税務署
3月5日	火	福井英泰	税務署
3月6日	水	芝野浩一	税務署
3月7日	木	坂本恭正	税務署
3月8日	金	若林俊之	税務署
3月11日	月	原島正光	税務署
3月12日	火	諸我時夫	税務署
3月13日	水	八木澤秀夫	税務署
3月14日	木	諸我時夫	税務署
3月15日	金	八木澤秀夫	税務署

月日	時間	内容・会場
9月9日	10:00~	中学生の「税についての作文」 審査会 足立税務署
10月8日	15:00~	東総連城東地区協議会江戸川区
10月9日	14:00~	足立まつり準備(袋詰等) 足立税務署
10月12日 10月13日	10:00~	あだち区民まつり荒川虹の広場
11月8日	15:00~	東総連・東京税務協会 納税キャンペーン北千住 当番幹事署連・足立納連
11月11日	13:00~	足立税務署長を囲む座談会 足立税務署
11月11日	14:00~	税務関連三団体税務研修会 足立税務署
11月14日	15:30~	足立税務署納税表彰式 綾瀬プルミエ
11月下旬~		一日税務署長体験
11月22日	13:00~	中学生の「税についての作文」 表彰式,足立区役所庁舎ホール
1月下旬		常任理事会・組合長会議
1月31日		納貯連だより149号発行
2月上旬		金融機関との収納事務打合せ 未定
2月初旬~3月15日		確定申告期「振替コーナー」 足立税務署・区役所



(一般・貸切・引越・移転作業・etc.)
 一般貨物自動車運送事業・関自振第2489号

東興運輸有限会社

代表取締役 田谷野 雅史

本社営業所/東京都足立区大谷田5-3-7
 電話/03-3606-0115
 八潮営業所/埼玉県八潮市南川崎130-3
 電話/048-998-1833
 損保ジャパン日本興亜(株)代理店



大谷田保険事務所

(東興運輸有限会社内)

親切本位 土地・建物・売買・管理
 アパート・マンション
 賃貸仲介

東京都知事免許(2)第95409

(株)丸善不動産

代表取締役 酒井 真美

足立区足立 4-41-5 TEL.3852-2221
 FAX.3880-3333

国税コーナー



<http://www.nta.go.jp>

足立税務署 03(3870)8911(代)
〈自動音声で応答します〉



消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、平成31年(2019年)10月1日より 10%(現行8%)となります(注)

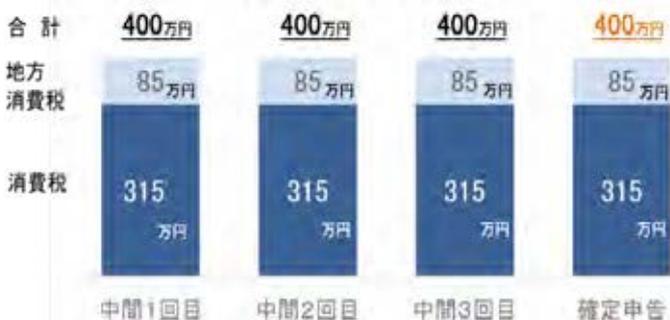
(注) 税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

期限内納付のために

消費税の課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ(軽減税率は考慮していません。)

○ 平成31年(2019年)9月期(税率引上げ前)



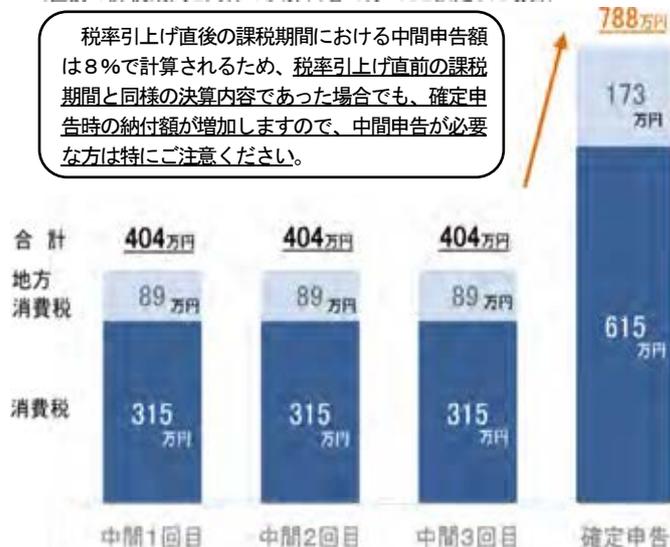
税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円
⇒ 400万円 × 3回 = 1,200万円
- 確定申告による納付額 400万円
⇒ 1,600万円 - 1,200万円 = 400万円

○ 平成32年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)

税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。



税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円
⇒ 404万円 × 3回 = 1,212万円
- ※ 地方消費税は引上げ後の税率(1.7%→2.2%)が適用されます。
- 確定申告による納付額 788万円
⇒ 2,000万円 - 1,212万円 = 788万円



確定申告時の納付額が増加します。
計画的な納税資金のご準備を！

消費税軽減税率制度説明会のご案内

消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。足立税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越し下さい。

開催日時		開催場所・定員	
10月8日(火)	10時30分～11時15分	足立税務署 4階会議室	各回 50名 (申込不要・ 先着順)
	15時45分～16時30分		
10月17日(木)	10時30分～11時15分		
	16時15分～17時00分		
11月18日(月)	10時30分～11時15分		
	15時45分～16時30分		
12月5日(木)	10時30分～11時15分		
	15時45分～16時30分		
12月12日(木)	10時30分～11時15分		
	16時15分～17時00分		
2月10日(月)	15時45分～16時30分	足立法人会館 (足立区千住中居町25-7)	
2月12日(水)	16時15分～17時00分		
3月18日(水)	15時45分～16時30分	足立区勤労福祉会館 (綾瀬プルミエ内)	200名 (申込不要・ 先着順)

※ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。



【説明会に関するお問合せ先】

足立税務署 法人課税第1部門 消費税担当 TEL 03-3870-8911 内414
税務署の代表番号におかけいただいた後、自動音声に従って「2」を選択してください。

都税コーナー

東京都主税局ホームページ
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

令和元年10月1日から自動車の税金が変わります

1 「自動車取得税」が廃止され、「自動車税環境性能割」が導入されます

(1) 税率は燃費基準達成度等に応じて決定し、**新車、中古車を問わず**、非課税、1%、2%及び3%の4段階を基本とします(営業車、軽自動車の税率は2%が上限です)。

【自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用	
	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※		
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%	
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%
上記以外	3%	2%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

(2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した「**自家用乗用車**」については、自動車税環境性能割の税率が**1%軽減**されます。

【令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車の税率】

燃費基準達成度等	自家用		自家用	
	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ令和2年度燃費基準+20%以上達成 ※				
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 ※	1%		1%	
★★★★かつ令和2年度燃費基準以上達成 ※	2%	1%	2%	1%
上記以外	3%	2%	2%	1%

※「平成32年度燃費基準」は、「令和2年度燃費基準」と同様の扱いとします。

2 「自動車税種別割」の税率が引き下げられます

(1) 現行の自動車税の名称が、「**自動車税種別割**」に変わります。制度は現行と同様です。

(2) **令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた「自家用乗用車」**については、恒久的に自動車税種別割の税額が引き下げられます。

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率表】

総排気量	現行	引下げ後
1,000cc以下	29,500円	25,000円
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円
6,000cc超	111,000円	110,000円



【お問い合わせ先】
 東京都自動車税コールセンター
 03-3525-4066 (平日9時~17時)

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ① 令和2年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④ 1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下）

減額される期間・税額

- 減額される期間** 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）
- 減額される税額** 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。

- ◆ 当該住宅が足立区に所在する場合
足立都税事務所固定資産税班（03-5888-6284）へお問合せ下さい。
- ◆ 足立区以外に所在する場合
当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

八木澤会計事務所

- I 電子申告に対応
- II 法人税・所得税申告
- III 相続税・贈与税申告
- IV 経営相談
- V 事業承継対策
- VI 相続事前対策

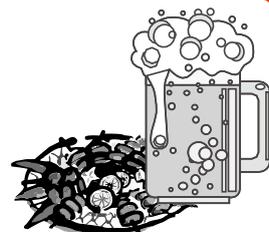
お気軽に御来所下さい

税理士 八木澤 秀夫

〒120-0014 東京都足立区西綾瀬 2-18-15
Tel.03-3849-7141 Fax.03-3880-2940

和食館
ぐれーぷ

葡萄



大小宴会承ります(年中無休)

東京都足立区谷中2-7-1 富澤ビル2F
TEL.03(3620)1272

区税コーナー

足立区ホームページ
<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

☆区民税(普通徴収)の納付には口座振替をご利用ください☆

普通徴収の特別区民税・都民税の納付を口座振替にしてみませんか。

口座振替にしますと、ウツカリした納め忘れがなく、忙しい時にも便利で安心です。もちろん、ゆうちょ銀行も利用できます。組合員の皆様、ぜひご近所の方にも口座振替をお勧めください。

なお、特別徴収の特別区民税・都民税と軽自動車税は、口座振替の対象外です。

◎申し込み方法

預(貯)金通帳と、通帳の印鑑。納税通知書または納付書をお持ちください。

◎申し込み先

預(貯)金口座のある区内の金融機関、区役所納税課、各区民事務所の窓口

※ 預(貯)金口座のある区外の金融機関や郵送でのお手続きを希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。

◎申込受付日と振替開始月

申 込 日	振 替 開 始 月	振 替 日
12月10日まで	1月(第4期分)	1月31日

※平成31年度(令和元年度)第1期分、第2期分、第3期分、1年前納分の受付は終了しました。

【問合せ先】 納税課収納管理係 TEL 3880-5238

☆区民税(普通徴収)の口座振替の新たな申込手続きについて☆

特別区民税・都民税(普通徴収)の口座振替による納付の申込について、従来の口座振替依頼書による手続きに加え、キャッシュカードだけでお申込みができる「ペイジー口座振替受付サービス」を行っています。なお、この手続きができるのは口座名義人ご本人のみで、窓口は区役所納税課および各区民事務所となります。

【問合せ先】 納税課収納管理係 TEL 3880-5238

☆復興税(特別区民税・都民税の均等割額の増額)☆

国の法律を受け、平成26年度から令和5年度までの10年間、区内の防災機能の向上を図るため、特別区民税と都民税の均等割額をそれぞれ年間500円増額しています。この復興税を財源とする、橋の補強、公園への防災対策設備の設置、建築物耐震化促進などの区内の防災や減災のための事業は、平成24年度から平成27年度にかけて先行して実施しています。

【問合せ先】 課税課庶務係 TEL 3880-5847

☆軽自動車税の納税と届出☆

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車やバイクを所有している方が納める税金です。軽自動車税の納期は、5月31日でしたが、納税がまだお済みでない方はお早めに銀行・郵便局・コンビニエンスストア・区役所・各区民事務所でお納めください。

【問合せ先】

納税については **納税課滞納整理第一係 TEL 3880-5236**

廃車等の届出については **課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848**

※登録・変更手続きと問合せ先は、下の表のとおりです。

車種	登録・変更手続きと問合せ先
原動機付自転車(排気量125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(フォークリフト等)・ミニカー	足立区中央本町1-17-1 課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848(直通)
軽二輪車(排気量125cc超~250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車(排気量250cc超のバイク)	足立区南花畑5-12-1 東京運輸支局足立自動車検査登録事務所 (足立車検場) TEL 050-5540-2031
軽四(三)輪自動車	足立区宮城1-24-20 軽自動車検査協会足立支所 TEL 050-3816-3102

☆特別徴収義務者の皆様へ☆

~住民税は毎月、給与から天引き(特別徴収)で!~



PRキャラクター「ぜいきりん」

納税者の利便性の向上など納税環境の整備のため、東京都62区市町村では、給与所得のある方は、原則として特別徴収とさせていただきます。

従業員の住民税は、事業主が毎月の給与から差し引きし、納入いただくよう法令で定められています。事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

特別徴収による従業員のメリット

- ◆従業員様ご自身で納めていただく手間が無く、納め忘れの心配もありません。
- ◆給与から差し引きの場合は年12回でお納めいただけますので、1回の負担が軽くなります。(ご自身で納めていただく場合は、年4回です)

※ 特別徴収の対象の従業員様が退職や休職となった場合は「異動届出書」、特別徴収を行っている事業者様の名称や所在地が変更となった場合は「変更届出書」の提出が必要です。詳しくは、足立区役所公式ホームページの、「暮らし」>「税金」>「給与支払者(特別徴収義務者)の皆様へ」をご覧ください。

【問合せ先】 課税課課税第一係~課税第四係

TEL 3880-5418、3880-5230・5231・5232

緩衝材の加工・販売

株式会社 荒井商店

代表取締役 荒井正行

〒121-0061

足立区花畑2-13-34

TEL.03-3883-4503

FAX.03-3850-0660

各種ゴム製品・総合メーカー

ASAII (株)浅井ゴム製作所

本社・工場

〒124-0001東京都葛飾区小菅3丁目19番12号

TEL. 03-3603-9311 FAX. 03-6662-5988

足立納連の活動

(青年部・女性部・税理士部)

足立区長との懇談会

- ・特別区民税の現状と今後の展望
- ・「人生100年時代」を見据えた区政運営

1 健康について、高齢の方が利用できる検診、
2 治安・防災について、区内刑法犯認知件数の推移、区内金融機関ATMに設置、『携帯電話抑止装置』を設置、地域BWAを活用した登下校見守り強化、受動喫煙対策、避難所となる学校体育館へのエアコン設置、3 未来への礎について、3カ所でエリアデザイン計画を新たに策定。等について説明がありました。



女性部役員会

6月13日(水)、割烹三田において役員会が行われ、今年度の事業計画について検討しました。あだち区民まつり、作文表彰式等、確定申告期における振替えコーナーなど。今後も青年部・税理士部とともに当組合に積極的に参加する琴絵お確認しました。



青年部・税理士部役員会

3月30日(土)、上野韻松亭において平成30年度最後の役員会が行われ、今年度の反省と次年度の事業計画について検討しました。特に次年度は、東総連・東京税務協会との納税キャンペーンを行うことについて。



www.ayadigi.jp

「アヤセ」の製版・印刷機器の製造販売
製版印刷機器及びエレクトロニクス等各工程に
必要な検査台、検品台等の設計製作



アヤセ・デジタルクリエイト

〒340-0054 埼玉県草加市新善町206
Tel.050-3786-4412 Fax.050-3730-4017
mail to: toiawase@ayadigi.jp

**足立納税貯蓄組合連合会は、
皆様の入会をお待ちしております。**

特色は、

- (1) 地域に密着し、個人・法人を問わず幅広く納税者を包括している団体。
- (2) 特別に制定された法律(納貯法)に根拠を置く団体。
- (3) 納税者の自由意志により設立できる団体。
- (4) 団体への加入者に特別な「資格」等が必要とされていない団体。
- (5) 税務行政の内、特に「納税」という側面に活動の重点を置いた他の類似団体に見られない国及び地方公共団体の税務協力団体。

足立納税貯蓄組合連合会事務局 03-3849-7141

税金のご相談は、税理士部へどうぞ!

(50音順)

小早川会計事務所

税理士 小早川 徹也

〒120-0026 足立区千住旭町 25-5
TEL.03-3888-3686 FAX.03-3879-5467

坂本税理士事務所

税理士・行政書士 坂本 恭正

〒120-0034 足立区千住2丁目32
TEL.03-3870-7328 FAX.03-3870-7316

櫻会計事務所

税理士 櫻 富夫

〒120-0005 足立区綾瀬 3-27-3
TEL.03-3606-3552 FAX.03-3606-1723

芝野税理士事務所

税理士・行政書士 芝野 浩一

〒120-0034 足立区千住 3-37-7
TEL.03-5244-6577 FAX.03-5244-6578

中林税理士事務所

税理士 中林 三夫

〒121-0813 足立区竹の塚 3-14-10
TEL.03-3884-1222 FAX.03-3885-1240

原島正光税理士事務所

税理士 原島 正光

〒120-0034 足立区千住3丁目5番
第2小寺ビル6F
TEL.03-3879-8832 FAX.03-3879-6476

福井税理士事務所

税理士 福井 英泰

〒120-0037 足立区千住河原町 8-10
TEL.03-3881-9839 FAX.03-3881-7998

村岡税理士事務所

税理士 村岡 喜一郎

〒120-0035 足立区千住中居町 30-8
TEL.03-3879-0004 FAX.03-5244-7570

もろが会計事務所

税理士 諸我 時夫

〒120-0035 足立区千住中居町 18-6
マンション釜鳴302号
TEL.03-3888-4190 FAX.03-3879-4303

若林税理士事務所

税理士 若林 俊之

〒120-0044 足立区千住中居町 18-10
野中ビル4B
TEL.03-3870-1486 FAX.03-3870-1496

会員リレー投稿
副会長・原島正光



感謝
 感謝とは有り難いと思うと同時に相手を思いやる気持の現れです。今日、生があること、食事がとれること、雨梅雨をしのげる処で寝られれば、絶対感謝であります。「ありがたい」「ありがたい」と常に口に出して言っていれば「ありがたい」で一杯になり、こんなに幸せでいいのかと思うほど、万事、事がうまく連ばれます。逆に不平不満ばかりを口に出していると腹が立つことばかりが次から次にやってきて、終いには腹を立てている自分に腹ただしくなるものです。自分以外は全て先生だと思って下から下

から接していれば、頭をたたかれることはないのです。犬も上から手を出すと怖いから噛みつきませんが、下からなでると噛みつきません。人を尊重すれば、自分が尊重されるのです。私もそうありたいと思い、日々努力しております。

最後に喫煙者の一人言。現在日本中が禁煙ムードで盛り上がっています。店舗の喫煙Jレームまで無くしている状況です。喫煙者にも喫煙権があります。お互いに尊重しあえる方法はないのでしょうか？

編集後記

数多、組合組織なるものも構成員の高齢化が進んでいます。青年部部長が50歳を超えていたりして。実年齢よりも精神年齢や肉体年齢を少しでも若く保ちたいものです。

私はジョギングを週一で続けてきましたが、数カ月前に膝に激痛が。特に階段を上がる時、左膝だけに。膝の痛みは使わなくなつて筋肉が落ちる事、老化が原因となるものと、使い過ぎで骨が擦り減る事が原因の変形性膝関節症があるそうで、きつと私の場合は後者であろうと手術しか直す方法はないと知つて愕然としました。やむなくジョギングを早歩きに変えてみたり、エスカレーター・エレベーターを探すようにしてみました。……どんどん楽な方向へ。

ある日、山歩きの達人から姿勢を良くするだけで急坂でも足取りは軽くなるとの話を聞いて、俯き加減でジョギングしていた目線を試みに遠くに変えてみました。体軸が起き上がり、グツと姿勢が良くなりました。痛みの原因はココにあったようで、医者いらずで膝の痛みから解放されました。走る距離もようやく元に戻す事が出来ました。俯かないようにしなくちゃ。

編集委員 K

発行所	足立納税貯蓄組合連合会
発行責任者	会長 八木澤秀夫
編集者	相談役 渡辺好之
広報部長	副会長 浅井弘
印刷所	アヤセデジタルクリエイティブ

消費税の納税準備はあだちせいわで

消費税 **納税**

店頭表示金利 **+0.10%** 上乗せ

定期積金

ご契約者さま専用の「消費税納税融資」を利用可能
*審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

さらに 経営の改善、経営課題の解決等のお役にたてていただく
 『あだちせいわ経営情報レポート』
 を126種類をご用意しております。

足立成和信用金庫